

奨学金規程

(目的)

第1条 公益財団法人加藤奨学財団(以下「本財団」という)定款第4条に規定する学資金の給与(以下「奨学金」という)の給付等に関し、必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、大学院または大学に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

2 他の奨学金制度に応募し、または他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとする。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次の通りとする。

- 一 大学院奨学生 ----- 本財団の大学奨学生であって、大学院に進学する場合、改めて出願し採用された者をいう
- 二 大学奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、次の各号を合わせて6年間を上限とする。

- 一 大学院奨学生 ----- 4年制学部学生が修士課程または博士前期課程に進学する場合、2年間とする
- 二 大学奨学生 ----- 学部学生の標準修業年限である4年間とする
ただし、6年制の課程にあっては6年間とする

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次の通りとする。

- 一 大学院奨学生 ----- 月額30,000円
- 二 大学奨学生 ----- 月額30,000円

3 前項の奨学金の額は、原則として当該年度中に変更しない。

(奨学金の給付方法)

第5条 奨学金は、6・8・11・2月の年四回、各15日にそれぞれ3ヶ月分を、奨学生本人の預金口座に送金する。

(奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金を受領した奨学生は、その都度、速やかに奨学金受領書を本財団事務局へ提出しなければならない。

2 奨学生は、前項の提出に当たり受領書下部の通信欄に、近況等を記し報告しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績証明書及び生活状況報告書を理事長宛、所定の期日までに提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合、直ちに本財団事務局へ届出なければならない。

- 一 休学、復学、転学または退学したとき
- 二 停学、留年その他の処分を受けたとき
- 三 傷病、事故その他の理由により長期欠席(1ヶ月以上の欠席)したとき、または見込まれるとき
- 四 奨学生または保護者の氏名、住所、連絡先その他重要な事項に変更が生じたとき

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

2 奨学生が第6条乃至第8条の義務の履行を怠ったときは、奨学金の給付を停止する。

3 奨学生の学業または素行等の状況により指導上必要と認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金を休止または停止された者が、その事由が止んだことを証する書類

その他関係書類を添えて願い出、再開を認められたときは、奨学金を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の給付を打ち切る。

一 傷痍疾病などのため学業の見込みがなくなったとき

二 学業成績または素行が不良となったとき

三 奨学金を必要としない理由が生じたとき

四 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

五 在学校で処分を受け学籍を失ったとき

六 その他、第2条1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第13条 本財団は、奨学生の資質の向上を図るため、必要に応じて学業成績及び学生生活への指導・助言を行う。

付 則

1 この規程は昭和43年4月1日から実施

2 昭和44年4月1日一部変更

3 昭和50年4月1日一部変更

4 昭和62年4月1日から第4条2項を変更

5 平成8年4月1日から第4条2項を変更

6 平成19年4月1日から第4条2項(2)号を変更(大学生月額25,000円→30,000円)

7 平成26年5月25日、名称変更、3条但し書追加及び高等専門学校削除

8 平成31年3月24日付第4条2項大学院生の給与を平成31年4月から月額20,000円→30,000円に改定

9 令和4年10月1日付一部変更(第11条「在学学校長の意見を徴して」の削除ほか)